

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和6年8月28日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

厚生年金保険関係

1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 2400070 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 2400031 号

第1 結論

- 1 請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。
- 2 請求期間②について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成4年2月1日から平成7年4月1日まで
② 平成7年4月1日から平成9年10月10日まで

請求期間①について、厚生年金保険の記録では、A社における厚生年金保険の被保険者資格取得日が平成7年4月1日となっているが、自身が所持している同社に係る給与明細書(写)では、年次有給休暇の起算日が平成4年2月1日と記載されているので、調査の上、同社における厚生年金保険の被保険者資格取得日を同年2月1日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

請求期間②について、厚生年金保険の記録では、A社における標準報酬月額の記録が17万円となっているが、実際の支給額は24万~25万円ぐらいだった。給与明細書(写)の一部を提出するので、調査の上、A社における標準報酬月額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、請求者から提出された平成9年分のA社に係る給与明細書(写)によると、年次有給休暇の起算日が平成4年2月1日と記載されていることが確認できることから、請求者は当該期間に勤務していたことがうかがわれる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は平成15年10月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主は既に亡くなっていることから、請求者の請求期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社において、請求期間①に厚生年金保険被保険者資格を取得した複数の同僚に照会

したものの、請求者の請求期間①当時の勤務実態について回答を得ることができなかった。

さらに、請求期間①について、請求者から提出された平成4年分から平成7年分までの所得税の確定申告書の控(写)において記載されている社会保険料控除欄の金額を検証したが、A社から支払われた給与から厚生年金保険料が控除されていたことを推認することはできない。

加えて、オンライン記録によると、請求者は請求期間①において、国民年金に加入しており、当該期間に係る国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 請求期間②について、請求者から提出された平成7年分から平成9年分までの所得税の確定申告書の控(写)において記載されている収入金額から、A社から請求者に支払われていた給与支給額はオンライン記録の標準報酬月額(17万円)より高額(24万円～25万円)であったものと推認できる。

しかしながら、請求期間②のうち、平成9年2月1日から同年5月1日までの期間については、請求者から提出された「97年(平成9年)2月支払(14日及び28日)、同年3月支払(14日及び31日)及び同年4月支払(15日及び30日)給与明細書」(写)により、請求者は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額(17万円)を超える標準報酬月額に相当する報酬月額(平成9年2月は標準報酬月額26万円に相当する報酬月額(26万7,880円)、同年3月は標準報酬月額24万円に相当する報酬月額(24万8,536円)及び同年4月は標準報酬月額28万円に相当する報酬月額(27万1,954円))の支払を受けていたことが確認できるものの、事業主が源泉控除していたと確認できる当該期間の厚生年金保険料額(1万4,748円)に見合う標準報酬月額は17万円であることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなり、また、厚生年金特例法に基づき、記録の訂正等が行われるのは、当該認定額が現在の標準報酬月額の記録を超える場合である。

したがって、請求期間②のうち、平成9年2月1日から同年5月1日までの期間については、上記認定額が17万円であり、オンライン記録の標準報酬月額(17万円)と同額であることが確認できることから、厚生年金特例法による標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

また、請求期間②のうち、平成7年4月1日から平成9年2月1日までの期間及び同年5月1日から同年10月10日までの期間については、請求者は、当該期間に係る給与明細書を所持しておらず、当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

さらに、オンライン記録によると、A社は平成15年10月31日に厚生年金保険の適用事業

所ではなくなっており、事業主は既に亡くなっていることから、請求者の請求内容どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたか否かについて確認することができない。

加えて、同僚から提出された給与明細書（写）において確認できる給与支給額はオンライン記録の標準報酬月額より高額であったことが確認できるものの、当該明細書（写）において確認できる厚生年金保険料の控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料額と一致していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。